

## 経営事項審査の活用等について

## 資格審査における客観評価と主観評価

## &lt; 基本的な認識 &gt;

公共発注者は、建設工事の規模、建設工事が要求する技術的水準等を勘案して、それに見合う履行能力を有する建設業者を選定する必要



工事の契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について、必要な資格を審査



資格審査の対象となる事項は、客観的事項と主観的事項に区分。このうち、客観的事項は、どの公共発注者が行っても同一の結果となるべき事項について、建設業の許可行政庁が統一的に一定基準により審査



経審は、資格審査の対象となる事項の全てをカバーしているわけではなく、地域特性等に応じて各公共発注者が独自に審査すべき主観的事項については、経審ではカバーできない部分



経審の結果は、こうしたことを理解して用いるべきもの

## &lt; 客観評価と主観評価に関する論点 &gt;

経審の結果が独り歩きしているのではないか。

公共発注者は経審結果のみによって資格審査を行うのではなく、主観評価も行うべきではないか。

主観評価を行うべきであるとしても、体制の整わない地方公共団体では難しいのではないか。

主観評価を行うべきであるとしても、主観評価の内容等が恣意的であるとの批判の可能性等を考えると、地方公共団体は主観評価に躊躇するのではないか。

地方公共団体が主観評価をするに当たってのモデル的な評価内容や基準があると主観評価を導入しやすいのではないか。

## 経審の評価結果の使い方

< 経審の評価結果の通常の使い方 >

総合評定値（P点）に応じて資格審査（格付け）

< 経審の評価結果の使い方に関する論点 >

公共発注者のニーズに応じて、例えば、公共発注者が重視する評価項目については独自に加重して評価したものを使用するなど、評価結果の資格審査への反映の仕方には幅があってもよいのではないか。

個別工事における入札参加資格を審査するに当たり、経審における社会保険への加入状況等の情報を使ってはどうか。

総合評価方式の拡大を図ろうとする中、体制の整わない公共発注者が簡易な方法によって総合評価を行う際、例えば、防災協定締結の有無等の評価項目を加味して評価してはどうか。

受発注者相互の負担や手間を緩和する観点から、経審の評価結果を利用しやすくするには、どのような方法が適切か。

主観評価の例

客観評価（経審）	主観評価（公共発注者の例）
工事種別年間平均完成工事高 利益額 自己資本額 経営状況 業種別技術職員数 工事種別元請完工高 労働福祉の状況 建設業の営業年数 公認会計士等の数 防災協定締結の有無 研究開発の状況	工事成績 ISO等の取得の有無 障害者雇用、高齢者雇用の有無 育児制度、介護制度等の整備の有無 建設機械保有の有無 建設機械運転技術者雇用の有無 社会貢献表彰等の有無 不誠実な行為の有無、信用状態等 管内の建設業者の合併等に関する特例の基準等に基づく加算

下線が付された項目は、今回の改正で新たに導入予定のもの

入札参加条件の例

- ・ 経審 点以上
- ・ 過去の施工実績
- ・ 過去の施工工事の工事成績
  - ・ 県内に本社を置いていること
  - ・ 県内に支店（営業所を含む）を置いていること
  - ・ 県内での施工実績の有無
- ・ 地元産品の購入
- ・ 配置技術者の施工経験、資格等
- ・ 安全管理の状況

総合評価における評価項目の例

- ・ 企業の施工能力
  - ： 同種工事の施工実績、工事成績
- ・ 配置予定技術者の能力
  - ： 同種工事の施工実績、保有資格
- ・ 地域貢献
  - ： 営業拠点の所在地、防災協定等に基づく活動
- ・ その他
  - ： 手持ち工事量

主観評価の導入状況（平成18年4月1日現在）

発注者種別	導入者数（カッコ内は各発注者全体数）	導入率（％）
国	4（18）	22
特殊法人	11（131）	8
都道府県	47（47）	100
政令指定都市	14（15）	93
市区町村	668（1828）	37

# 公共工事の発注のフロー

(別紙)

